

(お知らせ) ヴィクニーヤから刈り取られた毛を使用した織物等に付される表示について

平成 30 年 5 月 28 日
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

ワシントン条約上、ヴィクニーヤ(Vicugna vicugna)のうちアルゼンチン、チリ、エクアドル、ペルー、ボリビアに生息する一定の個体群については附属書Ⅱに掲載され、附属書の注釈(以下、注釈という。)では、同個体群の生きているヴィクニーヤから刈り取られた毛を使用した織物、衣類及び民芸品の国際取引には原産国の表示(以下、ロゴという。)を付すこと等が要件として定められております。

このため、これらの貨物の輸出入を行う際には、輸出国が発給した CITES 許可書または証明書の税関への提出等に加え、その貨物が注釈で定められている要件を満たしている必要があります。今般、ロゴを付す方法等について CITES 事務局に確認した結果、下記のように取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1. 織物、衣類及び民芸品にロゴを付す方法について

輸出入時において織物(糸を除く)、衣類及び民芸品に付されるロゴは、貨物に物理的に付けられている必要があります。物理的に付けないままロゴを貨物と一緒に梱包したり、貨物に付すロゴを別送したりする方法は認められません。ロゴを付ける具体的な方法を(表1)に例示します。

上記の趣旨を踏まえ、本邦到着時にロゴが付けられていない場合には、輸出国への返送又は滅却をしていただくこととなります。また本邦到着後に保税蔵置場等においてロゴの取り付けを行うことはできませんので、ご注意ください。

(表1)ロゴを付す方法

輸出入の可否	事例
認められるもの	<ul style="list-style-type: none">● 貨物に縫い付けられている場合(仮縫いや安全ピンで留められている場合も可)● テープやシールで貨物に貼り付けられている場合● 貨物に取り付けた商品用タグを用いて表示されている場合(当該商品用タグを衣類のポケットに入れた場合も可)● 織物の裏地等に織り込まれている場合またはプリントされている場合

認められないもの	● 物理的に貨物とロゴを取り付けないまま同梱(上に載せる、間に挟む等を含む)されている場合
----------	---

2. 織物の織端に付される原産国表示について

注釈ではロゴに加えて、織端に「VICUÑA [COUNTRY OF ORIGIN]」という表示をするよう求められていますが、織端に付す表示の原産国は、許可書等記載の原産国(ロゴの原産国と同一)とします。また、この原産国表示は織物の両端に付されている必要はなく、少なくとも1カ所に付されていれば適切なものとして差し支えありません。

(本件に係る照会先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723

FAX 03-3501-0997